

# 前払金をご利用のみなさまへ

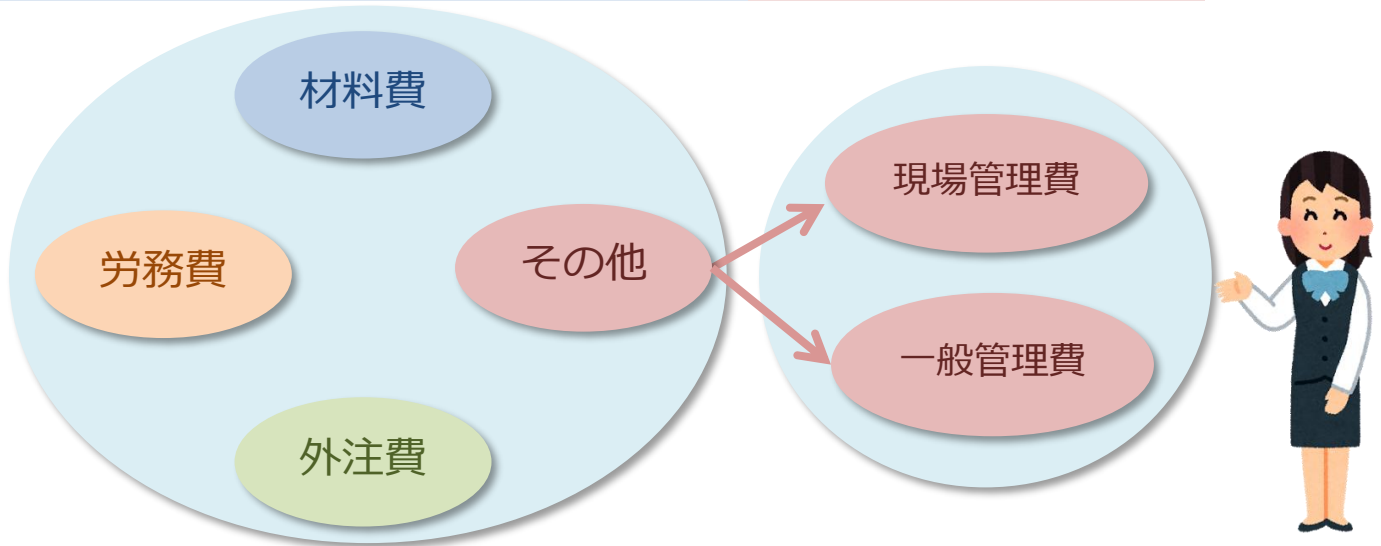
## 1. 前払金の使途範囲の拡大措置が延長されました

- ◆国土交通省をはじめ下表発注者の工事では、令和3年度においても前払金を利用できる費用として、**当該工事に要する現場管理費と一般管理費が追加され、前払金額の25%を上限にご利用いただくことができます。**
- ◆平成28年4月1日から令和4年3月31日までに請負契約を締結する工事の前払金で、令和4年3月31日までに払出しが行われるものにご利用いただくことができます。

※前払金の使途範囲の拡大措置が延長される前の請負契約書を用いて契約を締結した工事は、発注者と受注者間で協議の上、変更契約が必要となる場合があります。

従来の範囲

拡大範囲



## 2. 前払金を現場管理費・一般管理費にご利用できる発注者

令和3年4月1日現在

国土交通省	文部科学省	環境省	農林水産省	防衛省
財務省	内閣府	最高裁判所	法務省	東日本高速道路(株)
中日本高速道路(株)	水資源機構	鉄道・運輸機構	都市再生機構	東京都
山梨県	甲府市	都留市	山梨市	韮崎市
南アルプス市	甲斐市	笛吹市	北杜市	中央市
南部町	早川町	山中湖村	小菅村	山梨県道路公社
山梨県住宅供給公社	山梨県下水道公社	韮崎市土地開発公社	山梨県河川防災センター	

